

介護保険サービスを利用している方へ

確定申告で医療費控除の対象となる

場合があります

■対象となる場合

■在宅の方

次の条件を満たしている場合、介護保険サービスを利用した際の費用（介護サービスに対する1割の利用者負担分）が、控除の対象となります。

① 居宅介護支援事業者が作成した居宅介護サービス計画に基づく在宅のサービスを利用している

② 居宅介護サービス計画に、次の医療系サービスのいずれかが含まれている（介護予防サービスを含む）

- 訪問看護 ○ 訪問リハビリテーション
- 通所リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 短期入所療養介護

③ ②のサービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となるサービス（介護予防サービスを含む）

- 訪問介護 ○ 夜間対応型訪問介護
- 訪問入浴介護 ○ 通所介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 短期入所生活介護

※訪問介護の家事援助中心型や支給限度額を超えたサービス提供分、特別な費用などは、控除の対象外となります。

■介護保険施設に入所している方

① 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・地域密着型介護老人福祉施設

↓ 「施設介護サービスに対する自己負担額（1割）」と、食費・居住費に係る自己負担額（合計額の2分の1）が控除の対象

② 介護老人保健施設・介護療養型医療施設

↓ 「施設介護サービスに対する自己負担額（1割）」と、食費・居住費に係る自己負担額が控除の対象

※介護保険サービス事業者は、利用者に対して医療費控除対象額を記載した領収書を交付することとなっています。

※医療費控除額が記載されていない領収書は、対象となりません。

■問合せ

申告方法や手続きについては：青梅税務署 ☎0428-22-3185 / 介護保険制度（控除対象）については：高齢福祉介護課介護保険係

介護保険料は社会保険料控除の対象です

介護保険料を納めている方は、申告の際に、健康保険や年金の掛金と同様に社会保険料控除として申告することができます。

※介護保険料が公的年金から特別徴収されている方は、その年金を受給している方のみ社会保険料控除として申告することができます。注意してください。

■問合せ

申告方法や手続きについては：青梅税務署 ☎0428-22-3185 / 介護保険制度（控除対象）については：高齢福祉介護課介護保険係

おむつ代に係る医療費控除の申請

要介護認定資料「主治医意見書」

が利用できます

寝たきり状態や治療上おむつの使用が必要な方のおむつ代が、医療費控除の対象として認められるためには、確定申告の際に、「おむつ代の領収書」と医師が発行した「おむつ使用証明書」の添付が必要です。

要介護（支援）の状態にあり、医療費控除を受けることが2年目以降の方は、「おむつ使用証明書」の代わりに、要介護認定の際に主治医が作成し、市に提出されている「主治医意見書」（おむつの使用が必要であることの記載があるもの）の写し、または「市町村が主治医意見書の内容を確認した書類」でも、医療費控除として申請することができます。

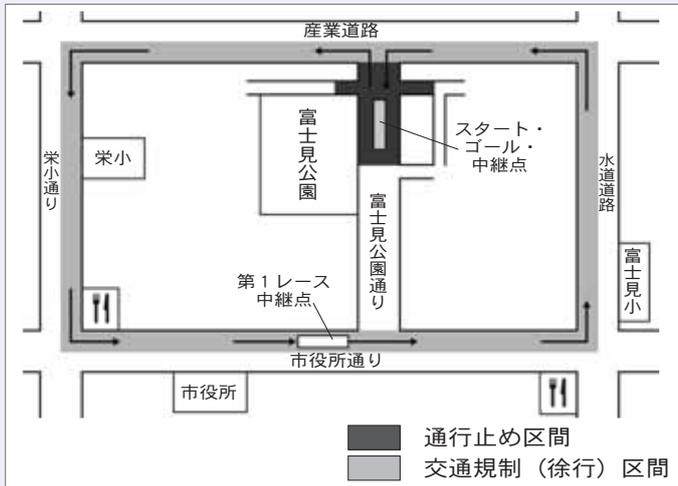
この「主治医意見書」の写しなどは、高齢福祉介護課介護認定係で発行します。

■問合せ

高齢福祉介護課介護認定係

第28回羽村市駅伝大会 参加者募集

期 日 3月7日(日) (雨天実施)
 集 合 午前8時30分 (富士見公園)
 スタート ●第1レース：午前9時30分
 ●第2レース：午前10時20分 (予定)
 競技部門 ○町内会・自治会対抗の部 ○中学生女子の部
 ○一般女子の部 ○50歳以上の部
 ○中学生男子の部 ○一般の部
 チーム編成 選手4人、補欠2人、監督1人 (合計7人)
 ▶町内会・自治会対抗の部、50歳以上の部、一般の部は、性別を問いません。
 ▶町内会・自治会対抗の部以外は、市外のメンバーで構成するチームも参加することができます。
 コース 富士見公園東側市道をスタート・ゴールとする周回コース



距離 (4人1組)
 ●第1レース (町内会・自治会対抗の部、中学生女子の部、一般女子の部、50歳以上の部)
 ▷ 7.4 km (1・3区…2.0 km 2・4区…1.7 km)
 ●第2レース (中学生男子の部、一般の部)
 ▷ 14.8 km (1区間 3.7 km)

参加費 無料
 申込み・問合せ 2月2日(火)～14日(日)午後5時に、所定の申込書に記入し、ファクス・Eメールまたは直接 NPO 法人羽村市体育協会事務局 (スポーツセンター2階) へ
 ☎ 555-1698 FAX 555-1699 ✉ hamura-taikyo@npo-jp.net
 ※申込書は、NPO 法人羽村市体育協会事務局で配付するほか、NPO 法人羽村市体育協会ホームページからダウンロードすることができます。

主 催 羽村市教育委員会
 主 管 NPO 法人羽村市体育協会

●監督会議●
 日 時 2月26日(金)午後7時30分～
 会 場 スポーツセンター2階会議室

要支援・要介護の方および要支援・要介護の方を介護してらる方へ 確定申告手続きに係る証明書を発行しています

市では、要介護認定された方などに、障害の程度により障害者控除対象者認定書を発行しています。

市民税・都民税や所得税の申告の際、この認定書を添付することで、本人またはその扶養者が、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

■控除の対象 (控除区分・要介護認定の結果による区分)

□障害者控除 障害状態にあり、日常生活自立度がランクAの方/認知状態にあり、日常生活自立度がⅡまたはⅢの方

□特別障害者控除 障害状態にあり、日常生活自立度がランクB以上の方/認知状態にあり、日常生活自立度がⅣ以上の方/寝たきり状態である方

○日常生活自立度ランクA：屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない
 ○日常生活自立度ランクB以上：屋内での生活に何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体である
 ○日常生活自立度Ⅱ・Ⅲ：日常生活に必要な意思疎通に困難さが多少見られる

○日常生活自立度Ⅳ以上：日常の生活に必要な意思疎通に困難さが頻繁に見られる

○日常生活自立度Ⅳ以上：日常の生活に必要な意思疎通に困難さが頻繁に見られる

■認定書の発行 高齢福祉介護課高齢福祉係窓口で発行します。直接窓口へお越しください。

■申請できる方 本人とその家族の方(扶養している方)

※介護度・日常生活自立度などの個人情報についての電話での問合せに答えることはできません。

■問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係

お知らせ

- 文化財消防演習
- 郷土博物館 企画展ひな人形展「羽村のひな祭り」
- 第22回多摩郷土誌フェア
- 第25回女と男 ともに織りなすフォーラムinはむら…⑥
- 男女共同参画推進会議の委員募集
- 産業振興セミナー
- 第3回消費生活講座

- 市民農園使用者募集
- エコファーマーに認定
- はむすぽ「スタップ」募集
- 町内会・自治会の加入促進にむけて
- 自然休暇村から
- 羽加美栄立体交差の停電
- 公共施設予約システムの停止
- 富士見公園テニスコート3月分抽選予約受付
- プラスチックの分別の仕方
- 減右衛門と量右衛門のこれやってる？
- 2010農林業センサスにご協力を

- 水道事務所からのお願い
- 拠点回収ボックス設置場所
- 入学期日および学校指定通知書の送付
- 審議会等の傍聴
- 保健センター嘱託職員募集
- 図書館臨時職員募集
- 市立小・中学校臨時職員募集
- はむすぽから
- 官公署等から
- 施設から(ゆとろぎ、スイミングセンター、市民活…⑫)
- 動・ボランティアセンターはむら、保健センター…⑪

文化財消防演習

1月26日は文化財防火デーです。
昭和24年1月26日、奈良県の法隆寺で解体修理中の金堂が火災になり、白鳳時代に描かれた十二面壁画が焼失しました。そのことを契機に、昭和25年に文化財保護法が制定され、昭和30年1月26日からこの日を文化財防火デーとして文化財の防火設備の点検と整備を行うとともに、消防演習などを行ってきました。今回で56回目となります。

市では今年も、福生消防署、羽村市消防団、神社関係者と一緒に文化財消防演習を行います。ぜひ、ご覧ください。

日時 1月24日(日)午前9時
30分
会場 稲荷神社(羽東2-14)
問合せ 生活安全課防災係



企画展 ひな人形展

「羽村のひな祭り」



「はまぐり」「きんぎよ」「露天商」。この言葉から何を想像しますか。この3つ、実は羽村のひな祭りにとっても関係の深い言葉です。

どのような関係があるのかは、郷土博物館に来てからのお楽しみです。たくさんの方々が皆さんを待っています。知らなかつた羽村の暮らしがみえてくるかもしれません。

日時 1月31日(日)～3月7日(日)午前9時～午後5時
(旧下田家住宅は午後4時まで)
会場 郷土博物館・旧下田家住宅

入館料 無料
問合せ 郷土博物館
☎558-2561



第22回多摩郷土誌フェア

多摩地域27市町村が参加して、教育委員会や博物館から刊行された書籍類を展示・販売します。

日時 1月22日(金)～24日(日)午前10時～午後7時
(24日(日)は午後5時まで)

会場 オリオン書房ノルテ店(多摩モノレール「立川北駅前パークアベニュー」3階)
※直接会場へお越しください。

問合せ 郷土博物館
☎558-2561



旧下田家住宅 公開の一時休止

旧下田家住宅の保存処理のため、公開を一時休止します。期間中は、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

期間 2月18日(木)～28日(日)
※郷土博物館は平常どおり開館します。